

市長総括説明から

(12月5日)

第8回市議会定例会が開かれました。

開会初日の市長の市政運営方針の概要をお知らせします。

豊岡市総合計画の策定方針

新市の行政運営、まちづくりの指針となる「豊岡市総合計画」については、平成18年度末の策定に向け、現在、事務を進めています。

策定にあたっては、一般公募、学識経験者、公共団体等の役員員の男女各15人で構成した「豊岡市総合計画審議会」を設置しました。

また、基本構想および基本計画の策定に必要な調査・研究等を行う組織として、市職員で構成する「豊岡市総合計画企画委員会」を設置し、専門的分野を分掌する9部会を設けました。

さらに、市民参画を基調とし、幅広い意見や提言を計画

策定に反映させるため、市内11カ所で市民との懇談会を実施しました。

市民が大きな夢と希望を抱き、安全で安心なまちを享受することができるような計画をつくりたいと考えています。

市ホームページの更新

本市のホームページは、新市の発足とともに運用を開始しており、1日あたり約1、800件もの利用があります。

このホームページをより魅力のある、利用しやすいものとするため、デザインや掲載内容の更新業務を進めてきましたが、本日から本格的に運用開始することとしました。

市政情報やまちの話題を適時に提供するとともに、本市の魅力を大いに発信していきたいと考えています。

コウノトリの

自然放鳥後の状況

世界的に例を見ない取り組みであるコウノトリの野生復帰の実現に向け、9月24日、秋篠宮同妃両殿下のご臨席のもと、5羽のコウノトリが自然放鳥されました。さらに、

9月30日には、段階的放鳥として2カ所の放鳥拠点にそれぞれ2羽のコウノトリが移動されています。

県立コウノトリの郷公園の報告によると、自然放鳥した5羽のコウノトリは、コウノトリの郷公園とその周辺半径1キロメートルを行動範囲としているようです。

また、放鳥から2カ月余りで、コウノトリ文化館の入館者数が約7万5千人、前年度比約3倍となっており、経済効果に結びつけることのできる施設整備を行うべく準備を進めています。

行政改革の推進

市では、持続可能な行政を推進するため、改革の指針となる行政改革大綱を策定しました。大綱の策定にあたっては、行政関係者のみならず、学識経験者、市民の意見も取り入れることとしており、第1回の行政改革委員会を開催したところです。

委員会の内容については、市広報やホームページに掲載するなど、積極的に情報公開に努めています。

のじぎく兵庫国体の開催

のじぎく兵庫国体については、今年、リハーサル大会およびデモンストラクション行事を開催し、運営全般にわたる検証をしているところです。本国体では、この検証結果を踏まえ、全地域の特性を活かし、豊岡らしさに溢れた大会となるよう進めていくこととしています。

国体の成功に全力を傾注するとともに、国体の成果を将来のスポーツ振興、市民の健康増進につなげていきたいと考えています。

指定管理者制度

指定管理者制度は、地方自治法の一部を改正する法律が施行され、公の施設の管理に關し、これまでの管理委託制度が改正され、新たに創設された制度です。来年9月1日をもって経過措置期間が満了し、これまでの管理委託制度は廃止となります。したがって、現在、管理を包括的に委託している施設については、平成18年4月1日を目的に指定管理者制度に移行します。今後は、直営施設および新

設の施設についても、指定管理者制度の積極的な導入・推進を視野に入れつつ、適切な施設の管理運営に努めたいと考えています。

「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」

本年9月に、兵庫県と県内すべての自治体間において「災害時の廃棄物処理の相互応援協定」を締結しました。

協定内容は、災害廃棄物処理に必要な機材等の提供および斡旋など、被災を受けた自治体にとって必要な応援を定めています。応援体制のあり方は、県内を県民局単位10ブロックに分け、それぞれに幹事市町を設け、相互応援することとしています。

ごみの減量・

再資源化の推進

市では、平成12年度を基準年度として、10年間で清掃センターに持ち込むごみを20パーセント削減することを目標に、ごみ減量に取り組んでいます。その結果、平成16年度には災害ごみを除くと、1市5町で12・3パーセントの

減量をしています。

「ごみ量推移の傾向として、事業ごみが若干増加傾向にあるため、本年度は事業所を「ごみ減量指導員」が訪問し、ごみ減量に関する情報提供や協力依頼を行い、事業ごみの減量を図っているところです。

北但行政事務組合負担金 負担割合見直し

北但行政事務組合が進めている広域ごみ・汚泥処理施設の建設費に係る負担金の分賦方法について、合併後の構成市町長会で協議が整いました。内容は、負担金の負担割合を1市2町で均等割15パーセント、人口割85パーセントとするものです。

なお、組合規約については、関係市町の合併による構成市町および市町選出議員数についてもあわせて変更するものであり、組合構成市町において同文議決を行うものです。

第2とよおか作業所 (仮称)の整備

第2とよおか作業所(仮称)については、社会福祉法によよおか福祉社会が事業主体とな

り、本年度の整備に向けた取り組みが行われてきましたが、去る9月15日に国庫補助事業採択の内示がありました。作業所の定員は20人で、施設用地は市が無償貸与することとし、平成18年10月の開設を目指しています。

豊岡企業立地 促進条例の制定

合併前の竹野町・出石町・但東町で実施されていた企業立地の優遇制度については、合併時に廃止され、新市で新たな制度を検討することになっていました。

これを受け、本市の区域内で産業基盤が低位にある区域に奨励措置や産業振興および雇用機会の増大を図ることを目的とした新たな条例を制定したいと考え、今議会に提案しています。

城崎温泉街 活性化施設整備事業

城崎温泉の活性化を図るため、城崎らしい賑わいを創出できるオープンスペースを整備するものです。事業の基本コンセプトは、温泉街の賑わ

い創出、商工業の振興、新規起業者・I・Uターン起業者支援、空き店舗対策で、管理主体は城崎町商工会を予定、また、活性化施設は、「木屋町小路」(仮称)としています。

21世紀の森づくり事業

竹野町森本地内に、森林への意識向上と自然環境保全を図る施策として、また森林学習の場としての施設整備をするものです。平成16年度からの3カ年事業で、本年度は学習歩道の整備や、休憩施設1棟の建設を予定しています。

今後、竹野地域の豊かな海・山・川の自然を活用した環境教育の場として中心的な役割を果たせるよう推進していきたくと考えています。

元気な地域づくり交付金 による基盤整備促進事業

日高町国府地区では、県営ほ場整備事業が実施され、生産基盤の整備がなされてきました。この中で整備された農道について、国の元気な地域づくり交付金を受け、農道舗装を行いたいと考えています。新市における農道舗装の基

本的な考え方からすると、対象とはなりません。合併前の地元協議結果等により、例外的に取り組むものです。

災害復旧事業の進捗

台風23号における道路・河川・橋りょう・がけ崩れの公共土木施設災害件数661件については、これまでにすべての災害復旧工事の発注を終え、早期の工事完了を目指しているところです。

また、兵庫県の公共土木施設災害の進捗状況については、河川・砂防・急傾斜地・道路・港湾災害の発注状況は99.3パーセントと聞いています。

河川水位の低下をはかる 河動掘削事業

掘削土の仮置き場の農地の借地契約もなされ、工事が始まっています。堤防強化工事についても、事業に対する大方の理解が得られ、用地測量・家屋調査等に着手されています。

また、国土交通省から関係地区に六方防災ステーションの計画概要が示され、説明されたところです。

農地・農業用施設 災害復旧事業

市単独の小災害復旧事業はほぼ完了し、国庫補助事業による復旧については、他事業との調整が必要な事業を除き、来春の作付けに支障がないよう完了したいと考えています。

なお、台風23号により特に甚大な被害を受けた江野地区および但東町奥赤地区については、県の復旧・復興事業計画の「重点地区」に選定され、すでに、両地区とも工事に着手済みであり、一日も早い復旧・復興に努めていきます。

豊岡市地区公民館 整備計画の中間報告

地域コミュニティの拠点施設として設置されている地区公民館への期待が寄せられています。このため、未整備地区に公民館専用施設を整備し、また老朽化した施設の改築・改修を進めたいと、現在、本年度から10年間を計画期間とする「豊岡市地区公民館整備計画」の策定を進めており、11月24日に中間報告を公表しました。来年2月には、計画を策定する予定です。